

南和広域美化センター  
解体撤去工事に係る発注支援等業務

入 札 説 明 書

令和6年4月

南和広域衛生組合

# 入札説明書

南和広域美化センター解体撤去工事に係る発注支援等業務委託に係る事後審査型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札してください。

## 第1 競争入札に関する事項等

- (1) 業 務 名 南和広域美化センター解体撤去工事に係る発注支援等業務委託
- (2) 発 注 番 号 委第06-01号
- (3) 業 務 場 所 大淀町芦原（南和広域美化センター）地内
- (4) 業 務 の 内 容 南和広域美化センターを適切に解体撤去するために必要となる発注支援等を行う。
- (5) 履 行 期 間 本契約締結日の翌日から令和7年1月31日まで
- (6) 予 定 価 格 金 12,595,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 入 札 方 法 郵便による条件付き一般競争入札（事後審査型）
- (8) 入 札 回 数 1回
- (9) 入 札 保 証 金 免除  
南和広域衛生組合契約規則（平成4年5月南和広域衛生組合規則第16号）以下「契約規則」という。）第4条第1号ただし書きの規定により入札保証金を免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合には、入札金額（消費税及び地方消費税を除く。）の100分の5に相当する額を納めなければなりません。
- (10) 落札者の決定方法 最低の価格を採用し、開札後、競争入札参加資格の確認を行ったうえで落札者を決定します。  
詳細は、第8落札の決定方法によります。
- (11) 支 払 条 件 引渡検査合格後、支払請求を受けた日から30日以内

## 第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第4に定める競争入札参加表明書を期限内に提出した者のみが、この入札に参加することができます。

### (1) 入札参加資格要件

- ①地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- ②奈良県、大淀町、黒滝村、天川村、下市町、高取町の入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- ③南和広域衛生組合、大淀町、黒滝村、天川村、下市町、高取町の「測量・建設コンサルタント」で入札参加資格者名簿のいずれかに記載されていること。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

- ⑤役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参加している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- ⑥技術士（衛生工学部門「廃棄物・資源循環」「廃棄物管理」「廃棄物管理計画」「廃棄物処理」の資格保有者の総数が5名以上であること。
- ⑦廃棄物担当の技術者の総数が10名以上在籍していること。
- (2) 業務実績に関する要件
- ①過去10年以内に近畿圏内における官公省庁（一部事務組合等を含む。）発注に係るごみ処理施設（一般廃棄物に限る。）の解体撤去工事に係る発注支援等業務（解体計画、設計含む。）の元請け実績（完了実績）を5件以上有すること。
- (3) 事業所の所在地等に関する要件
- ①奈良県内に本店・支店・営業所等のいずれかを有していること。
- ②一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会の会員であること。
- ③建設コンサルタントの登録で「廃棄物部門」かつ「建設環境部門」の登録が完了していること。
- (4) 配置予定技術者に関する要件
- ①管理技術者は、技術者登録の【衛生工学部門】（「廃棄物・資源循環」「廃棄物管理」「廃棄物管理計画」「廃棄物処理」のいずれか）または【総合技術監理部門】（衛生工学―「廃棄物・資源循環」）いずれかの資格を有し、且つ、ごみ処理施設（一般廃棄物に限る。）の解体撤去工事に係る発注支援等業務の実務経験者を配置できること。
- ②照査技術者は、管理技術者資格要件と同等の資格を有し、且つ、ごみ処理施設（一般廃棄物に限る。）の解体撤去工事に係る発注支援等業務の実務経験者を配置できること。
- ③担当技術者は、ごみ処理施設（一般廃棄物に限る。）の解体撤去工事に係る発注支援等業務の実務経験者を配置できること。
- ※なお、各技術者の兼任はできないものとし、本業務の競争入札参加表明書提出日の3ヶ月前から入札に参加しようとする者と直接的な雇用関係にあること。

### 第3 入札説明書・仕様書等の頒布及び質疑回答

- (1) この業務に係る入札説明書、仕様書、参考資料等（以下「入札説明書等」という。）は下記の期間及び場所で頒布します。
- ①期 間 令和6年4月3日（水）から令和6年4月10日（水）までの午前9時から午後5時まで（土・日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までは除きます。）
- ②場 所 南和広域衛生組合 事務局
- ③入札参加希望者は、必ず入札説明資料閲覧申請書を持参のうえ来庁してください。
- ※入札説明資料閲覧申請書は入札参加希望者の従業員による作成・提出でも可としますが、その際は、従業員証明書等をご提示いただき、名刺1枚を提出してください。
- (2) 入札参加希望者（代わりに行う従業員を含む。）が入札説明資料の頒布を受けない場合は、入札に参加することができません。
- (3) 質疑については、質疑の有無に関わらず質疑書を下記のとおり、FAXにて送付してください。なお、電話により必ず到着したか確認してください。

- ①期 間 令和6年4月5日（金）から令和6年4月11日（木）までの午前9時から午後5時まで（土・日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までを除きます。）
- ②送信先 FAX 0747-52-8533 「南和広域衛生組合 事務局」 宛
- (4) 質疑書に対する回答については、令和6年4月15日（月）午後5時までに事務局より各社宛にFAXにて送付します。

#### 第4 競争入札参加資格の確認の手続き

この業務の競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加表明書（様式1）を提出し、競争入札参加の意思があることの確認を受けなければなりません。

(1) 参加表明書等の受付

- ①期 間 令和6年4月3日（水）から令和6年4月10日（水）までの午前9時から午後5時まで（土・日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までを除きます。）
- ②提出場所 南和広域衛生組合 事務局
- ③提出方法 持参に限る

(2) その他

- ①作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ②提出された参加表明書等は、返却しません。

#### 第5 入札の手続き及び開札の日時等

(1) 入札書（様式2）は、郵便により提出すること。なお、郵便は書留郵便としてください。（その他詳細は、「郵便入札の概要」を参照してください。）

- ①提出期限 令和6年4月22日（月）まで【必着】  
※到着期限後に到着した入札については、「無効」となります。

- ②入札書と併せて提出を求めるもの（同封）  
・行政処分に関する誓約書（様式4）

- ③提出場所 〒638-0801  
奈良県吉野郡大淀町大字芦原185番地  
南和広域衛生組合 事務局

(2) 開札の日時 令和6年4月23日（火）午前10時00分

(3) 開札の場所 南和広域衛生組合（南和広域美化センター 2階小会議室）

(4) 開札立会人 入札参加者が開札の立会いを希望する場合には、開札立会申請書を令和6年4月22日（月）の正午までに南和広域衛生組合事務局までFAXにて送付してください。開札立会人は2名までとし、希望者が3名以上の場合は開札立会申請書の先着順とし、立会いただけない場合は令和6年4月22日（月）の午後5時までに適宜ご連絡します。

なお、開札立会申請書を提出後、開札日までに組合事務局より連絡のない場合は立会いを了承したものとします。立会人には、開札終了後に開札確認書へ署名、押印をお願いしますので開札日に印鑑を持参してください。

また、立会いを希望する者がいない又は2名より不足する場合には組合職員が立会いを行います。

## 第6 入札の方法等

- (1) 入札者は、その提出した入札書を書換え、引換え又は撤回（入札書の郵送後に辞退する場合は除きます。）することはできません。
- (2) 入札金額は、千円単位とし、算用数字にて記入してください。
- (3) 開札が行われるまでは、いつでも入札を辞退することができます。途中において入札を希望しないこととなった場合は、次の手続きにより辞退届（様式6）を提出してください。なお、この手続きにより入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等において不利益な取扱いを受けるものではありません。
  - ① 辞退届を持参により提出する。
  - ② 辞退届または辞退する旨を記載した入札書を入札書の到達期限までに書留郵便により郵送する。
- (4) 入札執行回数は1回とし、入札の結果、落札となるべき入札がないときは、入札不調とし、入札を打ち切ります。

## 第7 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する入札は、無効とします。
  - ① 入札書に記名、押印を欠く入札（不明瞭で確認し難い場合を含む。）
  - ② 入札書の重要な文字の誤字、脱字等により必要な事項を確認できない入札
  - ③ 同一事項の入札について2以上の入札書等を提出した者の行った入札
  - ④ 入札執行者の指定した入札方法によらない入札
  - ⑤ 入札金額を訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
  - ⑥ 入札金額以外の事項を訂正した場合においては、その訂正箇所を押印（訂正印）のない入札書による入札
  - ⑦ 極端に低い価格の入札（工事請負にかかる入札の場合に限る。）（入札書比較価格の10%以下の額の入札とし、桁違いによる錯誤とみなします。）
  - ⑧ 入札保証金の納付がない入札、又は入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない入札（入札保証金を免除した場合を除く。）
  - ⑨ 郵便入札の場合にあっては、次に掲げるもののいずれかに該当する入札
    - ・ 書留郵便以外の郵送、持参、ファクシミリ、電報、電子メール等郵便入札の方法に由らない入札
    - ・ 入札書到着期限後に到着した入札
    - ・ 郵便入札封筒に記載の業務名又は差出人名と、同封された入札書の業務名又は入札者が相違する入札
    - ・ 郵便入札封筒に業務名又は差出人名等の記載がなされていない入札
    - ・ 入札用封筒に封かん及び封印のない入札
    - ・ その他入札執行者において無効と認められる入札
- (2) 次の各号に該当する者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。
  - ① 入札に参加資格のない者
  - ② 代理人で委任状を提出しない者
  - ③ 他人の代理を兼ねた者
  - ④ 2以上の者の代理をした者
  - ⑤ 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為をなした者

- ⑥入札に関し談合等の不正行為をした者
  - ⑦係員の指示に従わない等、入札室の秩序を乱した者
  - ⑧競争入札参加表明書を提出しない者、または虚偽の内容を記載し提出した者
  - ⑨落札候補者となりながら、指定される期限までに一般競争入札参加資格等確認申請書及び添付書類を提出しない者
  - ⑩入札参加資格確認のための指示に従わない者
  - ⑪その他、南和広域衛生組合の定める入札条件に違反した者
- (3) 落札決定までの間において、上記(2)のいずれかに該当することとなった場合、又は該当する事実が判明した場合には、当該入札者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。
- (4) 無効となった入札書は返却しません。

## 第8 落札の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とします。落札候補者が決定したときは、落札候補者決定通知書により当該落札候補者に通知します。また、落札候補者の決定において、落札候補者となるべき入札をした者が2人以上あるときは、後日、開札事務従事職員及び当該入札者（代理人を含みます。）の出席のもと、「くじ」により落札候補者及びその次の順位以降の者を決定します。この場合「くじ」を辞退することはできず、「くじ」を引かない者があるときは、当該入札者に代えて組合職員に「くじ」を引かせることとします。
- (2) 開札時、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し第9に定める入札参加資格の確認を行ったうえで落札者を決定します。
- また、落札候補者が次のいずれかに該当する場合は、当該落札候補者を落札者とせず、次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで順次、入札参加資格の確認を行います。
- ・入札参加資格の確認の結果、入札参加資格要件を満たさないと認められる場合
  - ・落札決定までに入札参加資格要件を満たさなくなった場合
  - ・定められた期間内に一般競争入札参加資格等確認申請書を提出しないとき
- (3) 落札価格の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 第9 入札参加資格の確認

開札後、落札候補者を決定したときは、その者に対し入札参加資格の確認を行います。落札候補者となった者は、次のとおり一般競争入札参加資格等確認申請書（様式7）を提出しなければなりません。

- (1) 提出期間 落札候補者決定通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
- (2) 提出場所 南和広域衛生組合事務局
- (3) 提出書類 一般競争入札参加資格等確認申請書に次の書類を添えて提出するものとします。
- ・各種法令等に基づく登録の状況を記載した書面（別紙1）
  - ・同種・同規模業務の実績調書（別紙2-1）
  - ・配置予定技術者の資格・実績報告書  
（管理技術者・照査技術者・担当技術者）（別紙2-2）
  - ・地方自治法施行令第167条の4に規定する事項等への該当の有無  
（別紙3）
  - ・競争入札参加資格確認申請書チェックリスト（別紙4）
- (4) その他 先に定める入札参加資格の確認の結果、入札参加資格要件を満たしていると認められる場合は、当該落札候補者を落札者と決定し、落札決定通知書により当該落札者に通知します。

## 第10 その他

- (1) 入札の中止等  
競争入札による入札手続き執行途中、又は入札時において、入札者が2者未満となった場合は、その段階で入札は中止とします。  
また、適正な競争入札の執行ができないと認められる場合においても入札を延期し、中止し又は取消しをすることがあります。
- (2) 入札結果の公表  
落札決定の翌日から「南和広域衛生組合事務局」において閲覧に供します。
- (3) 契約書作成の要否  
要します。（落札決定後5日以内）
- (4) 契約者  
南和広域衛生組合 管理者 辻 本 眞 宏
- (5) 契約事項を示す場所及び契約を担当する課等の名称、所在地等  
〒638-0801 奈良県吉野郡大淀町大字芦原185番地  
南和広域衛生組合 事務局 TEL：0747-52-3253
- (6) 契約の不締結  
落札決定後、契約締結までの間に落札者について次のいずれかに該当することとなったとき又は該当する事実が判明したときは、契約を締結しないものとします。
- ①第7（2）①から⑩のいずれかに該当する場合、またはした事実が判明した場合
  - ②施行令第167条の4の規定に該当する場合
  - ③奈良県、大淀町、黒滝村、天川村、下市町、高取町において入札参加資格停止措置を受けた場合
  - ④破産法第18条の規定に基づく破産手続開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合

- ⑤会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた場合であっても更生計画が認可された場合については、更生手続開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなします。
- ⑥平成12年3月31日以前に民事再生法附則第2条による廃止前の和議法第12条第1項の規定による和議開始の申立てをした場合
- ⑦平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合今であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合については、再生手続開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなします。
- ⑧契約関係を継続し難い重大な事由があると認められる場合で、次の各号に掲げる場合
- (ア) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (イ) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ウ) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (オ) (ウ) 及び (エ) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (カ) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたり、その相手方が (ア) から (オ) までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (キ) この契約に係る下請契約等にあたり、(ア) から (オ) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(カ) に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (ク) この契約の履行にあたり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (7) 契約保証金
- 免除 南和広域衛生組合契約規則第19条第1項ただし書きの規定により契約保証金は免除とします。ただし、同規則第25条の規定により契約解除となった場合には、損害賠償金として契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10に相当する額を納めなければなりません。



(8) その他、詳細や定めのない事項については、南和広域衛生組合契約規則及び準用する各町村契約規則、入札執行要綱、一般競争入札執行要領、郵便入札執行要領等及び関係法令によるものとします。

(9) 問い合わせ

不明な点については、〒638-0801

奈良県吉野郡大淀町大字芦原185番地

南和広域衛生組合 事務局

TEL : 0747-52-3253

FAX : 0747-52-8533

E-mail : nanwa@mail.town.oyodo.nara.jp

まで問い合わせてください。